

令和 8 年度
住まい安心長寿命化支援制度
【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日

認定事業者より申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象者に「住まい安心長寿命化支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いたします。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846 (受付時間 平日 10 時～18 時まで)

目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

給付型支援制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・・・・・・7

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

住まい安心長寿命化支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間給付型支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。

2. 本給付型支援の交付を受けようとする支援金の対象者（以下「支援対象者」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。

3. 本制度には支援金支給の条件がございます。

本制度には、支援金の支給にあたり所定の条件がございます。当協会では、「住まい安心長寿命化支援制度」を通じて、住宅の適切な維持管理および長寿命化の推進を目的としております。

本制度における支援は、単なる経済的補填を目的とするものではなく、住宅に関する維持管理や将来的な負担について、「現状把握」「課題整理」「認識形成」といったプロセスを通じて、住まいに対する理解を深め、適切な維持管理につなげる取り組みを評価するものです。

そのため、住宅の現状や維持管理状況の把握、課題の整理、今後の対応方針に関する認識等について、所定の調査およびヒアリングを実施し、その内容をもとに支援の可否を判断いたします。申請にあたっては、本制度の趣旨をご理解いただいたうえで、上記プロセスに関する内容および結果についてご報告・共有いただける方を対象としております。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請者の個人情報については、当協会にて保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：住まい安心長寿命化支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845 |Eメールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

住まい安心長寿命化支援制度は、当協会が実施する支援制度であり、住宅の適切な維持管理および長寿命化の推進を目的としています。住宅に関する現状把握や維持管理の見直し、将来的に必要な対応への理解を深め、継続的な住まいの管理に取り組む個人および世帯を対象に、そのプロセスを支援することで、安心して住み続けられる住環境の確保と住まいに対する意識の向上を目指すものです。

また、本制度は単なる給付を目的とするものではなく、住宅の維持管理に関する実態や課題認識の状況、ならびに今後の対応に向けた意識や行動の変化等を把握・分析することにより、今後の支援施策の高度化および制度設計の基礎資料とすることを目的としています。そのため、申請者に対しては、住宅の現状把握や見直しに至った背景や目的、課題の内容、取り組みを通じた意識の変化、ならびに今後の維持管理に関する意向等について、所定の調査・ヒアリングへのご協力をお願いしております。

申請スケジュール

申請期間：令和 8年 4月1日～令和 8年 9月 30日

支援対象期間：令和 8年 4月1日～令和 9年 9月 30日

支援対象期間【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1年間

本制度の対象者

本制度の対象は、自ら居住する住宅について、適切な維持管理および長寿命化に関心を有し、現状の把握や維持管理の見直し等に取り組む意思を有する個人または世帯とします。

本制度の趣旨を理解し、当協会が提供する情報や支援内容を活用しながら、住宅の維持管理に関する現状把握、課題整理および今後の対応方針の検討に主体的に取り組む姿勢を有する方を対象とします。

具体的には、以下のような方が対象となります。

- ・自らの住宅について、劣化状況や設備の状態、維持管理状況等を把握したいと考えている方
- ・住宅に関する維持管理や将来的な修繕等の課題について整理し、見直しを行いたいと考えている方
- ・住まいの長寿命化に向けた対応や管理方法について理解を深めたいと考えている方
- ・本制度の趣旨に沿ったプロセスに取り組み、提供される情報や支援内容を活用できる方
- ・取り組み後に、現状認識や課題、意識の変化、今後の維持管理に関する意向等についての報告および調査に協力できる方

その他、当協会が本制度の目的に照らして適当と認める方

本制度の対象経費

住まい安心長寿命化支援制度は、住宅の適切な維持管理および長寿命化の推進を目的として実施する制度です。

本制度においては、住宅に関する現状把握、課題整理および今後の対応方針の検討等に関する実態や意識の把握を行い、今後の支援施策の検討および制度設計に資することを目的としております。

その一環として、住宅の維持管理状況や将来的な負担に関する認識、見直しの内容、取り組みを通じた意識の変化等についての調査・ヒアリングにご協力いただいた方に対し、支援金を支給します。

本制度では、当協会が実施する所定のアンケートへの回答およびヒアリング等に参加し、制度の趣旨に基づいた情報提供および調査協力が確認された方を対象として、5千円の支援金を支給します。

なお、本支援は特定の工事費用や維持管理費用等を補助するものではなく、住宅に関する現状認識および課題整理等のプロセスに関する情報提供および調査協力に対して給付を行う制度として実施するものです。

申請について

本制度の利用にあたっては、当協会が認定する認定アドバイザーにより発行される「支援制度アンケート」への回答および所定の調査への協力を条件とします。申請および制度の利用は、当協会が定める手続きに基づき行うものとします。

認定アドバイザーとは

住まい安心長寿命化支援制度における認定アドバイザーとは、対象者が本制度の趣旨を理解し、住宅に関する現状把握、課題整理および今後の対応方針の検討等を円滑に行うことができるよう支援を行う、当協会が認定した担当者を指します。認定アドバイザーは、対象者の住宅の状況や関心を踏まえながら、維持管理状況や将来的な課題に関するヒアリングおよび情報整理を行い、本制度に基づくプロセスの実施を支援する役割を担います。

また、制度の趣旨や内容の説明、現状把握や課題整理に関する案内、必要に応じた情報提供等を行うとともに、申請手続きおよび調査回答の進行についても適切にサポートします。

これにより、制度の適正な運用を確保するとともに、住宅の維持管理に関する実態や課題認識の状況等について、適切な情報の収集および蓄積を支える役割を担うものとして位置づけられます。

審査基準について

本制度の審査基準は以下の通りとします。

- ・本制度の趣旨を理解し、所定の調査（支援制度アンケート）に協力いただける方
- ・申請内容および回答内容に不備・虚偽がないこと

注意事項

- (1)本制度は審査を伴うため、申請内容により不採択となる場合があります。
- (2)当協会は、制度運営のため、必要に応じて追加の情報提供や確認をお願いする場合があります。

当協会は、実施状況や稼働状況について、交付決定の後、指定項目のレポート提出をお願いしております。

(3) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請者は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することに同意した上で、本制度の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、認定事業者を通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

住まい安心長寿命化支援制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請者

申請者は、本制度の申請書に記載された本人に限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定アドバイザーより申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定アドバイザーより申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：住まい安心長寿命化支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。
決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。
※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

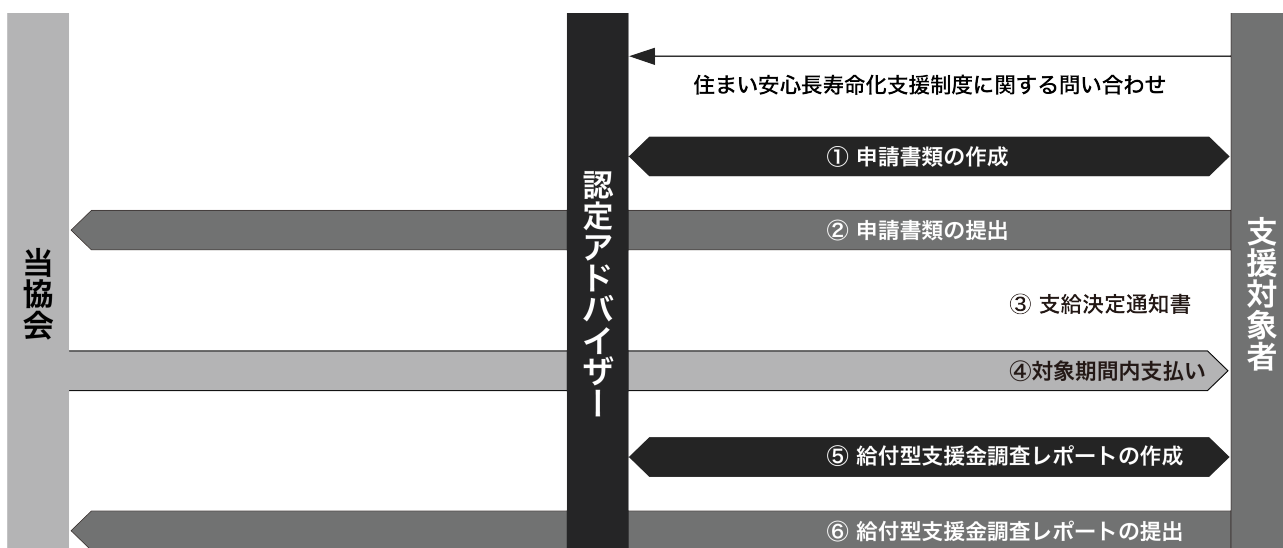
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和 9 年9月30日）とします。

（例）令和 8 年 4 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年5月～令和 9 年5月末日）



支援金対応期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。

（申請書類の到着順ではありません。）受付期限内でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

支援金調査レポートに関する提出書類

支援金調査レポート

- ・認定事業者より支援金調査レポートが発行されます

本制度調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

申請に必要な証明書類

本制度の申請にあたっては、当協会が実施する調査への参加および所定の対応が適切に完了していることを確認するため、証明書類をご提出いただくものとします。対象者が制度の趣旨に基づき調査に協力し、必要な情報提供を行ったことを確認するため、認定アドバイザーより発行される書類を申請時にご提出ください。

【提出が必要な証明書類】

認定アドバイザーによる対応完了後には、調査内容を証明する「支援制度調査実施レポート」が発行されます。申請にあたっては、当該レポートをご提出いただきます。

支援制度調査実施レポートには、次の事項が記載されています。

- ・対象者氏名（支援対象者名）
- ・調査実施日
- ・調査内容の概要
- ・認定アドバイザー名
- ・認定アドバイザーの所属または登録情報
- ・発行日
- ・認定アドバイザーの署名または確認情報

本書類は、対象者が本制度の趣旨に基づいた調査へ参加し、所定の対応を完了したことを確認するための証明書類として、申請時に提出いただくものです。

上記書類は、支援金支給に係る要件の充足状況および調査実施の事実確認を行うための重要な資料となります。不備のないようご準備のうえ、期日までにご提出くださいますようお願いいたします。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となります。

支援事業終了後、検査員等が実地調査に入ることがあります。この検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

暴力団等排除に関する事項

支援対象者は、本制度の申請にあたり、現在および将来にわたり、下記のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。また、これに反する事実が判明した場合には、支援金の不支給、決定の取消しまたは返還等の措置が講じられることに異議なく同意するものとします。

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団）、暴力団員またはこれらに準ずる反社会的勢力に該当する者
2. 反社会的勢力を利用し、またはこれに関与していると認められる者
3. 反社会的勢力に対し、資金提供その他の便宜供与を行っているとして認められる者
4. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。